

西郷村立中学校再編基本構想・基本計画策定支援業務

書類審査採点基準

本プロポーザルにおける書類審査の採点基準は、次のとおりとする。

(1) 参加者（会社）の業務実績（最大5.00）

①平成28年4月以降において、同種業務又は類似業務を合計2件以上完了した実績を有すること。同種又は類似業務を合わせて最大で5件まで記載できる。

完了した件数	同種業務の場合	類似業務の場合
5件	4.00	2.50
4件	3.20	2.00
3件	2.40	1.50
2件	1.60	1.00
1件	0.80	0.50

例) 同種2件、類似3件の場合 $1.60 + 1.50 = 3.10$

②上記の実績で記載した業務のうち、ワークショップ運営支援が含まれている業務がある。
1.00

(2) 業務体制及び配置予定技術者の業務実績（最大5.00）

管理技術者の要件を備えているか（実施要綱3（2））、担当技術者に管理技術者の保有する資格を補う資格を持つ者が加わっているか。

着眼点	採点基準	
本業務に配置予定の管理技術者及び担当技術者に、技術士（建設部門-都市及び地方計画）及び一級建築士の資格保有者が含まれる。 ※管理技術者は、いずれかの資格が必須	技術士及び一級建築士いずれも備える 1.00 技術士又は一級建築士いずれか備える 0.50	
本業務に配置予定の担当技術者の人数	3名以上 1.00 2名 0.50 1名 0.00	
管理技術者が同種・類似業務に従事した実績がある（同種・類似業務を合わせて最大で3業務まで）	同種業務 3件以上 1.00 2件 0.75 1件 0.50	類似業務 3件以上 0.50 2件 0.25 1件 0.00
担当技術者が同種・類似業務に従事した実績がある（同種・類似業務を合わせて担当技術者1人につき最大で3業務まで、3人分記載可）	同種業務 3件以上 0.60 2件 0.40 1件 0.20	類似業務 3件以上 0.30 2件 0.20 1件 0.10
管理技術者が、公告日（令和8年7月14日）現在、手持ち業務の数が5件未満である。	0.20	

(3) 補足

同種業務及び類似業務は、平成28年4月以降に完了した次の業務を言う。

①同種業務

新築又は再編に係る、公立小中学校又は義務教育学校の基本構想・基本計画に関する業務

②類似業務

- ・新築又は再編に係る、その他の学校（高等学校、大学、幼稚園等）又は公共施設の基本構想・基本計画に関する業務
- ・新築又は再編に係る、公立小中学校又は義務教育学校の基本設計業務